第２部　大学基金を取り巻く環境

〇講演：国内大学基金の運用に係る文部科学省の取組み ―文部科学省 委託調査等の紹介―
（塚本満　文部科学省　研究振興局　大学研究基盤整備課　資金運用企画室長）

- 平成 29 年度（2017 年度）より、文部科学大臣の指定を受けた国立大学法人は、一定の元本保証のない金融商品も運用することが可能となった。(p.2)
- 文部科学大臣が国立大学法人の運用を指定する際に確認する事項として、①運用の目的・目標など運用の基本的な方針を定めること、②運用を実施するための事務体制を整備すること、③運用の実績をモニタリングする運用管理委員会を設置すること、などを定めている。これらの内容はアセットオーナー・プリンシプルの原則とも重なる。(p.2)
- 学校法人の運用は、寄付行為およびこれに基づく関連諸規定に則り、各大学法人の責任において実施することとなっている。(p.3)
- 「寄附行為作成例」における記載は、あくまで例示であり、寄附行為は各大学の責任において作成いただくもの。「積立金」の項目は、運用を直接の目的とするものではなく、特定の使途のために積み立てる預金のようなものを意味している。(p.3)
- 平成 21 年（2009 年）、リーマンショック後の国際金融情勢を踏まえ、「学校法人における資産運用について」を通知し、各学校法人に対し、運用に関する責任ある意志決定と執行管理が行われる体制の確立について周知。適切なリスク管理等の点で、アセットオーナー・プリンシプルの原則にも重なる。(p.3)
- 各学校法人の運用規模や体制は様々であるが、経営方針や状況に応じて運用主体としての自覚を持って運用に当たることが重要。(p.3)
- 文部科学省の国内大学基金の運用に係る取組は、国内大学が運用に際して守るべき項目を示す、注意喚起を促すのみならず、大学が運用高度化を進めるにあたり示唆をお示しする、環境変化に応じた攻めの新たな一歩を踏み出すことを後押しするための取組も実施している。具体的には、積極的に運用高度化に取り組む国内大学に運用状況やガバナンス体制のヒアリングを実施し、運用における重要なポイントを纏め、文部科学省のホームページで紹介。(p.4)
- 国内大学が運用の高度化を進めるにあたっては、学内の関係者間でしっかりと合意したうえで、運用目的の設定・共有、人材・ガバナンス、リスク管理・モニタリング、基金規模・寄附といった領域での取組を進めていくことが重要。これらの領域は、アセットオーナー・プリンシプルの諸原則とも重なる。(p.4)
- こうした内容も踏まえ、大学の運用が目指す方向性、運用高度化を進めていく際の留意点についてディスカッション。大学関係者にとって有意義なものとなれば幸い。(p.4)